

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

平成30年5月25日

内閣府沖縄総合事務局長

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う場合は、平成30年7月1日以降の違反について、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号）の基準に従って行う事とする。

なお、平成30年6月30日以前の違反行為については、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成21年9月30日付け公示第61号）の規定により行政処分等を行うものとする。

また、旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会の設置については、別紙1、処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、別紙2に定める基準によりこれを決定するものとする。

旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会設置要領

第1条（設置）

旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に違反行為の事項がない場合及び違反に対して加重又は軽減する場合等の処理を行うため、「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

第2条（構成）

審査委員会は、事業種別ごとに次の職員をもって構成する。

運輸部長
総務運航課長
陸上交通課長
監査指導課長 、上席自動車監査官 、自動車監査官
車両安全課長

第2条の2

審査委員会には、必要に応じて陸上交通課及び車両安全課の担当職員を参加させることができる。

第3条

委員長は、運輸部長とする。

第4条（審査事項）

審査委員会は、次の事項について審査委員会に付すことが必要と認められる場合に開催する。

- 一 行政処分等の基準に違反行為の事項がない場合
- 二 違反に対して加重又は軽減する場合
- 三 その他必要がある場合

第5条（事務局）

審査委員会の運営の事務は、監査指導課が行う。

行政処分に係る処分車両数及び処分期間の設定基準（乗用）

原則として処分の対象とする最低車両の数は、処分日車数及び当該事業者（営業所）の配置車両数に応じ、次の表のとおりとする。

また、遊休車両数がある場合、上記算定後の処分車両数に遊休車両数を加えたものを処分車両数とする。ただし、停止しようとする車両数が当該営業所の配置車両数の30%を超える場合は、30%を上限とする。

配置車両数	～ 10両	11～ 20両	21～ 30両	31～ 40両	41～ 50両	51～ 100両	101両 以上
～50日車	1両	2両	3両	4両	5両	7両	9両
55日車～100日車	2両	3両	4両	5両	6両	8両	10両
105日車～195日車	3両	4両	5両	6両	7両	9両	11両
200日車～295日車	4両	5両	6両	7両	8両	10両	12両
300日車以上	5両	6両	7両	8両	9両	11両	13両

1. 自動車等の使用停止処分を行う期間は、処分日車数を処分対象車両数で除して得た整数の日数とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

2. 当該基準には、停止対象の車両の決定基準として以下の①、②、③、④を規定し、処分権者が停止対象の車両指定及び停止時期指定を速やかに行うものとする。

また、停止対象の車両指定は、①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。

①違反事業者の違反営業所等の違反車両

②違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（④の車両を除く。）

③違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（④の車両を除く。）

④違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、特種需要に対応する車両